

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3年 6月22日 (火) 午後6:55～ 8:00

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之 欠	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に関する意見照会
- ・ 議案第2号 農地法第4条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可
- ・ 議案第2号 許可 ・ 不許可

6. 内容

<p>事務局長</p>	<p>それでは、6月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願 いします。</p>
<p>会長</p>	<p>みなさんこんばんは、お忙しい中ご苦勞様です。コロナも解除されましたが、でき るだけ早く終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号7番の井上委員と 8番の春名光博委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律第13条に係る農業振興地域整備計画変更に関す る意見照会についてです。</p> <p>前回、保留となりました本件について、お手元に新たな資料を配布しております。 事務局長から説明申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>座って説明させて頂きます。前回保留にさせていただきました件について、この場 所で整備する理由等を口答ではなくて、資料での説明とさせていただくというこ とでしたので、お手元の方に準備させて頂きます。前回の総会で僕もしっとる範囲で 口答で答えさせていただきましたところなんですけど、前回のあと僕もこれまで改 めてどうだったのかも含めて、確認してまいりました。この件については、令和2 年の1月の農業委員会の話題にあがってました。当時、上山参事の方からお答えし とるようなんですけど、記録をみますと、前回の僕と同じような事をその他事項で説明 しているようです。改めましてそのときから順次出来るように、可能性を含めて役 場としては進めてまいりました。ご理解いただけたらなと思います。改めて、流れ を資料で説明させてください。まず、こちらの太い方をお願いします。新設が必要 な理由が前回も上山参事が受けてた話題なんですけど、貯木場のスペースが不足して きてまして、それが2008年に500㎡ほどの山から出てくる量が今では1万㎡と なっています。と言うことです。この新庁舎を含めて、保育園、いきいき、ゆうゆ うハウス、診療所、小学校、中学校に熱とかお湯を暖房をおくるような、そこに木 質バイオマスをつかうような事に整備が進んできております。それらが年間330 0㎡年間いるようになる。そういったものを作るところが必要だなと、思いついた 理由になります。その後、山土場で選木をして仕分けをしてできるかって事を検討 しておりまして、百森事業でスギ・ヒノキのA材B材C材と言われるものがあり まして、西栗倉村はFSC認証を山の方で受け取りまして、その対処になるものと かを分けないと行けないとか、百森で所有者さんにお金をお返ししないといけな いときに、所有者ごとにある程度仕分けしないと行けないのも含めると、少なく見積</p>

もってほしい間伐団地ごとに600㎡ぐらいの平らな部分があることがわかりました。現在間伐したら、下のトラックに出せる所まで持って行って、20㎡ごと確保してトラックで運んでいる状況で、団地ごとに600㎡確保するってことは、実際問題無理だねと言うことになっておりました。下に行きます。貯木場の仕分け、スペースを確保するにはどんだけいるの、どんな条件があるの、とかの整理したのが、下の表になります。大きく3つありまして、運用費用の最小版があります。前回僕が口で説明したのなんですけど、上山参事も同じ事言われてました。分散するとコストがかかってしまうというところになります。隣接してますと、原稿案真ん中のですね。貯木場の南にする場合、この場合は南じゃなくても良いのかもしれませんが、とにかく、今の貯木場に隣接させると、同じコストでいけると。今の選木してる所と別の所ですと、これもやってみようと、試算したことがありまして、横のトラックの運搬費用と下ろす側のグラブが必要になるということで、トラックの運搬賃を試算すると270万円その機械の見積もりをとってもらって年間460万円ぐらいで、これリース料だけなんで、これを動かす人間もいるよ。ということで、ざっと1,000万円かかってしまうという事になります。ということで、事業の設置上無理があるということ。次の段が面積になります。今回のバイオマスの利用なんで木の含水率を下げなければいけないということで、どんぐらいの面積があるのかと、ほんとはいっぱいあるだけあればいいんですけど、そうも言ってられないので、これもほしい8ヶ月ぐらいで、そこその含水率になると書いてありまして、それらを並べると3,000㎡ぐらいになるというところ。で、チップにする所とか、そのチップをいったん保管する場所、そういったものもろもろほしい5,000㎡ぐらい面積があるなとなりました。今回隣接のところ、もう一枚の地図ですね。航空写真の方でいくと、ピンクのところ、前回■■■■さんのところの田んぼで、ちょっと広いんですけどほしい確保できたという事。他の所で確保しようとする、5,000㎡別に必要になるという事になります。カッコの中にある進めてるなかで、村有地でなんとかならんかな、坂根のゲートボール場でなんとかならんか、と試そうとしたのですが、一番のネックが1,000万円の費用がかかると言うことがわかったので、断念しようという事になりました。実際にあそこに木を並べるのはやめました。で、3つめがですね、一番下の欄になります。これらは重機が動いたり、チップを作るときの、騒音があるので、できるだけ人家から離れた方がよい。と言うのがあります。これも騒音のコンサルタントみたいな一般的な騒音の数値なんで一概に言えないのですが、ほしい100m離れると音がしぼんでくると思いますか、ていうのがあります。いったん100m離れるように使用と計画しました。前回お話ししました。大きな所は年間1,000万かかりつつけるってことが大きくてですね、貯木場に隣接させて頂くということです。今回地図で行くとピンクいろですね。5,000㎡ちょっとなんですけど、確保使用とすると、■■■■さんたまたまだったんですけど、内々にこれからこういう計画をしようとしてるんですけど、お願いできますか、と出しました。これで了承するよとだけだったので、令和2年度いっぱいかかったちゃったんですけど、村も補助事業、補助金を取りに行く必要があって、岡山県と協議をしてきました。で、この春5月に補助に取り組めると判明したので、前回農振の除外についてお願いしたいということになりました。で、あげさせていただきます。資料の説明は以上になります。

会長	第1号議案について、何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>これ、年間総額借地料とかどうなっとな。旧森林も含めて。</p> <p>ざっとでいいですか。60万弱</p> <p>いやいや全部でじゃで。</p> <p>全部ですか、ちょっと計算してみんとわからんのです。</p> <p>これ、■■■■くん所なんかは、前の単価になるわけ、今の単価。</p> <p>毎年の農協の買入れ価格でなっております。</p> <p>それで計算してみたら。</p> <p>単価の設定があるんで、だいたい150万ほどかな。</p> <p>村もお金を貯めて、ちょっとずつ売れるところには、購入していくという方向性ですけれどもなかなか思うようには行かない。</p> <p>それより田んぼじゃなし、他はなかったんじゃな。</p> <p>今回は隣接すると考えたのでこのような計画になってます。余分に1,000万かかるのはやっぱり厳しい。一応検討はしてみました。</p> <p>結局は役場の方から■■■■さん個人に話をして個人的にオクケー出されたらこっちとしてはなんなんので、この間次回に持ち越しとなったので、1ヶ月立ったのでスッキリしたいと思うので、個人的にオクケだされているのであれば、何も言えないと思うので、その話はそのまま進めてもらうたらと自分は思うのですが、逆にみなさんどうおもわれます。</p> <p>個人がええいうて。ほんならええがな。じゃのうて、わしらが言うのは優良農地を残したいだけで、どこでもええ、公共事業なら、すぐ農振除外出来るんじやいうて、ええところをつぶされて行ったら、優良農地が無くなってしまふ。ホンマにこれから百姓をしていこうかいう人が出てこんようになってしまう。そんな事が心配になって行くんで、個人交渉でええでいうて、潰されるのは困る。前回お願いしたのが、村の意向として農地をつぶさんっていう方向でこれからも進めて行くって文章が欲しいとお願いしとったけど出てない。</p> <p>書いた物といわれたのですが、村の方から書いた物を出すのは無理かなと考えています。僕らとしては、例えば現地調査、現地確認、会長、副会長と一緒に行って情報提供をしたいと思っております。それと、どうしても書いた物といわれますと、村の方から先にこう出して行くと言うのは難しいかなとご勘弁していただきたいと、おもいます。代わりに農業委員会の方から要請書という物事務局で用意しますので、それを村に出す。これに基づいて聞いてくれと出来ると良いかなと思います。それが出来ると僕も眞幸光でも代わった時にまた一緒じゃがなってるので、そ</p>	

れが出ると、引き継ぎには農業委員からこういうことが出てきると言えるので、高木委員さんが言われるのとは違うかもしれませんが、結果としては同じ状況になります。そういうふうにさせてもらえたらなと思います。

今後、課長が言うように、ここじゃ無いといけんのんじゃ。他は費用がかかっていけんのんじゃ言うて、次々一等地が潰れて行くことはして欲しくない訳じゃ。百年の森づくりをしとんなら、百年の農業づくりをしてもらいたい。僕らの世代からその次の代へこんな良い所を潰すのは、ぼくらからいうとバツなんで。今後こういう所をつぶすことは、農業委員会は許可しませんよ。と一筆かきたいぐらい。今度は認めませんよ。無いようにしてもらいたい。ここじゃないと無いんじゃって、今後検討してもらって、無いようにしてもらいたい。

農業委員会としてどうゆうふうに表示してしまうかになるのですが、さっき言った要請書みたいなものになるんですけど、会長か会長代理なのかもしくは次回のほうがよいので、文を作ったのをみてもらって、それで良いとなったら、こうこうこうして欲しいと、という申出でにさせて欲しいと思うんですよ。

実際、ここについては、決まってしもうとるんで。

そうなんじゃ。ここに決まるまでに、農業委員会で話しがあればなんじゃけど、もう決まってしまつとる。ここありきで話があったで、あと、何を言っても聞く耳持たずじゃで、農業委員会が言っても聞く耳持たずじゃで、今のような状態になつとるわけじゃ。ある程度そっちも最初に農業委員に投げかけてくれなんだら、決めてしもうた状態でも、もう、どうしようもないじゃる。全部そうじゃ。村のやることは。

行政上の手続きでいうと、これで問題無いとなるかと思うんです。青木代理がいわれるように、こんな計画があるときには、会長、会長代理。皆さん集めるのは難しいかもなんで、いったんこんな事を考えているんだということは、わかって行った方が、今回僕らも初めてで、スムーズにはいかないな。ということがわかったので、そのときはやっていったらいいかなと思っています。

まー農業委員会からの要望書ということで、一応みんなで出す。ということで。

極力、農地をつぶさなよう。

極力じゃのうて、ダメだと。

どうしましょう。次回に会長、会長代理でしましょうか。

代理で見るより、議会でみんなに見てもらおう方が良からう。

どうでしょう。僕もそうですね。

来月思案をだしてもらうたらええ。

その他事項で、こちらの方で村に向けて何か発信出来るものはないか要望書について。

ええかな。今の中土居の森の学校から貯木場の田んぼについては、要望書だろうが、関係ないだろ。

今回のですか。

今回の。

今回は行かせてください。

そのことだけはっきりさせておかんと。無意味じゃで。

今のお話の中で今後農業委員会から要請するよっていう内容を村の方へ出すという事にさせてください。

今の話だと、農林業じゃのうて、林農業になつとる。そんなことでえんじゃろうか。言い方わるいけど、なんの意味も無い。農業委員会のうたってええ。極端な話。今土場しとるところあるがよ。あれも薄い皮なんかとったん。

あれは全部ひきとってもらっています。杉皮ですよ。佐用に引き取ってくれるところがあるらしくて、いっぺんにならないんですけど、順次ならいいです。

なんぼ拡げてもな、あの状態の様な事をしとったら、人と入れ物は在りしだい、いうて昔から言う。同じ事になる。なんぼでも田んぼを潰したらええ思っ。それはいけんと思うじゃ。

広けりゃ広いように使うし。狭けりゃ狭い様に使うんじゃけど、もっと整理すりゃー、もっと狭くても良いと思うんじゃけど。

何が正解か分からんけど。

林業も大事じゃけど、農業もかみ合ってこそ村がまわって行く事を考えていかんと、林業が農業をあれしてしもうて、進めてもやっぱしええ事にならん。農業と林業と両方大事なんじゃから、両方うまくかみ合ってやってもらわんと、僕はいけんと思う。

それと今は、チップするよりも、市場に出した方が、利益が上がるんじゃないでしょうか。そういう状態の時に今はチップにするのは、もったいないと思うんじゃ。バイオマスどうのこうのじゃけど。いま立米倍以上になつとろう。ご存じですか。

倍までは、今日もその話をしてたんですけど、その発端がアメリカ産材、今、アメリカ産材が落ちてきているので、確かにウッドショックなんて出せる物はそっちに出したらよいのでしょうか、対応できる取引先はそれの材もあがっている状態なんで、国内の取引が高値に。百森事業も材の質によるんですけど、出せるところはそこの持って行ってる状態です。今後の見通しどうなんは、わからないのですが、百森の方が気にして見えますと、アメリカの方が落ちてきているので、一過性の事かもしれませんが、ぐーんと上がっているのですが、落ちるにしてもここまでぐらいいかな。わからんなどという今の状況です。

アメリカだけじゃなくて、カナダ、オーストラリアの火災があったじゃろ、伐採する業者が、職人に回ってしもうとるから、カナダからも木も入らん、おそらくこれが2〜3年続くんじゃないかな。

今日の話でいくと、東北の方に大きな工場ができるらしくて、それが日本の〇〇を賄って行くんじゃないかって話と、日本の住宅メーカーさんもいままで、アメリカ、カナダの材を国産の材にという話になっていいるらしいです。なんで、青木委員が言われるように、ウッドショック前ほど落ちずに行くんじゃないかなと言われてます。

まーこれはいらんこっちゃで、こういう事業が正解なのかどうかなっていう事じゃ。

これって、農地転用せんと絶対出来んことなん。

前回新田委員さんからでたのですが、このあと■■■さんと契約して、5条の申請を次に出させてもらおうと思ってます。

もう田んぼにはもどらんわけじゃ。転用してしもたら。もし状況が代わった時に田んぼに戻す事が出来んわけじゃ。食料がどうのこうのなった時には、田んぼには戻せんわけじゃ。だから、慎重にせないけんわけじゃ。あそこの■■■さんの田んぼはどがえなっとな。転用してあつたん。

昨年5月に転用してあります。

百森と木原造林から申請がでてます。

一時転用の格好じゃいけんのかな。こっちの苺ハウスみたいな格好で。10年間とか。

そういうことができりゃええな。

正直、ぼくらは新田委員さんの話から、正規にやった方がいいのかなと思ひまして。

一時転用は3年までしかできない。

それは一時的な理由によるものになりますね。

ほんなら、苺も3年したらできんのん。

苺につきましては、このあと具体的に議案で審議いただくんですけども、これにつきましては、造成ににかかる一時転用といたしまして、造成後は農地になります。県に確認いたしまして、造成後農地に見なされる。と、前回3月の時にいただいた件なんですけども。

工事の期間だけ転用かけなさい。と指導があて、僕らもこの件がでるまで、米じゃ無いけど苺だよ。農地だよってことがハッキリしたんで、これでええかなって思ってたんですけど、工事の転用でしょ。その間は転用しなさいって来たんで、森の学校にこういう事なんで、一時転用をだしとないと。ほんなら出しておきます。ということでした。森の学校の一時転用はそういうことでした。

	<p>同様に、転用期間のみ変更した申請となっております。</p> <p>取り急ぎの議題とさせていただいたため、会長と会長代理に事前にご承諾いただき上げさせていただきました。</p> <p>詳細につきましては別紙をご参照ください。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第2号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴衆)</p> <p>補足でなんでこんな事になったんじゃないかと事を言わせて頂きます。元々連休明けに補助金の決定が来るってことだったんですが、それが、[REDACTED]に確認をして、ほぼほぼ間違いないととったんですが、1ヶ月半遅れてしまいました。本来だったら、長めにとっておくんですが、今回3週間ぐらいなら工事が終わるであろうと、余分をみて1ヶ月しか申請してませんでした。正直、連休明けに遅くなってどうかな、どうかなとまちよったんですが、来ずに、ついこの間になってしまったと言うことです。ほんとなら、前回の農業委員会にでも届出だけでもだしておいたら、6月20日までさせてもらっとたんですが諸事情でおさまりません。なので延長させてください。と、届出だけですとたんですが、前回から今回の一時転用が切れて、その届出だけで出来なくなっちゃったので、急遽内容は全く同じなんですが、出し直します。と、会長と代理に無理をいましてあげさせてください。とご了承いただいて。同じ内容なんですが、期間がきれちゃったので、さっきの工事期間の分だけ認め直してやってくださいという内容になります。国の方は思わぬ遅れちゃったので、後ろ倒しになる状況です。この内容は同じですので、お願いしたいなと、ご無理を言いました。</p> <p>これはとりあえず了解しましょう。</p>	
<p>会長</p>	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、報告事項第1号について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>■報告事項第1号 P25をご覧ください。 農地法第3条の3の規定による届出についてです。 2件の届出がありました。</p> <p>■報告番号8番 1筆 届出人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>■報告番号9番 9筆 届出人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>詳細は、9～23ページになります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>

会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
(意見聴衆) 問題ないと思います。	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	① 現在、農地パトロールの書類を準備しております。来月または再来月になると 思いますが、図面等お渡ししますので、実施のほどよろしく申し上げます。
会長	以上よろしいでしょうか。 無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局	今日は慎重な話をありがとうございました。時間となりました。これにて終わります。 熱くなりますので体には気をつけてください。以上です。おつかれさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理申し上げます。
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員